

## (6) その他

### 宮城県石巻商業高等学校同窓会会則

- 1 条 本会は宮城県石巻商業高等学校同窓会と称する。
- 2 条 本会は下記の事項を以て目的とする。
1. 会員相互の親睦共栄を図ること。
  2. 母校と連絡を保ちその発展助長を図ること。
- 3 条 本会は石巻実業補習学校、石巻商業学校、宮城県石巻商業高等学校、同併設中学校ならびに同校に在籍せる者を以て会員とし、同校教職員を客員とする。
- 4 条 本会は毎年1回定期総会を開き、定期総会を開催するための当番幹事学年を置く。ただし、必要に応じて臨時総会を開くことができる。
- 5 条 本会は会員の拠出金および寄付金によって運営するものとする。
- 6 条 本会会員は入会金1,000円、終身会員として会費6,600円を拠出するものとする。
- 7 条 入会金、会費の運営については総会の決議を経なければならない。
- 8 条 本会に下記の役員を置く。
- 役員を選出は役員会で決定し、総会に報告する。
- 会長1名、副会長若干名、会計1名、幹事2名、常任幹事若干名。
- 幹事各卒業年度および各支部長若干名。
- 9 条 本会に顧問、参与を置くことができる。顧問・参与は役員会の推薦により会長これを委嘱する。
- 10 条 会長は本会を代表し、会務を総括する。
- 11 条 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはこれを代理する。
- 12 条 常任幹事は学年幹事、各支部長の中より、会長これを委嘱し、協議して会務一切を処理する。
- 13 条 幹事は会務に参加し、常任幹事と連絡して会務の進行に任ずる。
- 14 条 役員任期は2カ年とする。ただし、再選を妨げない。
- 15 条 本会に必要に応じ、本会員10名以上在住の地域に支部を置くことができる。支部長は支部会員の互選により、会長これを委嘱する。
- 16 条 本会は母校内「石巻市南境字大樋20番地」に事務局を置く。
- 事務局に次の役員を置く。
- 事務局長1名、事務局次長1名、係若干名。
- 17 条 本会員死亡の際は弔意を表すものとする。
- 18 条 本会の行事計画、予算案は役員会で決定し、総会に報告する。
- 19 条 本会会則を変更する場合は役員会で決定し、総会に報告する。

昭和29. 4. 1

昭和50. 10. 17改正

平成 4. 10. 17改正

平成16. 10. 23改正

平成22. 10. 8改正

平成27. 10. 17改正